会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 伊 藤 義 郎

上場投資信託受益証券の振替制度移行に係る「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行いますので御通知いたします。

今回の改正は、上場投資信託受益証券については、平成20年1月5日までの政令で定められる日から「社債等の振替に関する法律」(以下「社振法」という。)が適用され、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)においては、同年1月4日から上場投資信託振替制度を開始する予定です。これに伴い、本所では、投資信託受益証券について所要の制度改正を行うこととするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 改正概要

(1) 受益者登録請求が行われる場合の決済日の取扱い

保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合において、受益者確定の基準日が、本所における普通取引が行われた日(以下「当該日」という。)から起算して4日目(休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。)にあたる場合には、当該日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。

(2) 顧客の決済方法等

正会員と顧客との間の決済は、社振法に基づく口座の振替により行うこととします。

(3) 上場審査基準等の整備

指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象 とならなくなった場合には上場廃止とします。

(4) その他

その他、所要の改正を行います。

2. 施行日

- ・1. (1) については、平成19年12月10日から施行します。
- ・1. (2) 及び(3) については、平成20年1月4日から施行します。(※)

(※施行日において、現に本所に上場されている投資信託受益証券の売買については、平成20年1月4日を決済日とするものから、改正後の規定を適用します。)

以上

「業務規程」等の一部改正について

目 次

1.	業務規程の一部改正新旧対照表1
2.	清算・決済規程の一部改正新旧対照表3
3.	受託契約準則の一部改正新旧対照表4
	日経300株価指数連動型上場投信信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務 見程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表8
5.	業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 … 1 1
6.	清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表
	日経300株価指数連動型上場投信信託の受益証券に関する有価証券上場規程、 終務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表15

旧

(売買の種類)

第9条 (略)

2 (略)

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4日目(休業日を除外する。以下日数計算につ いて同じ。)の日に決済を行うものとする。た だし、次の各号に掲げる日の売買については、 当該売買契約締結の日から起算して5日目の日 に決済を行うものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 投資信託受益証券について、株式会社 証券保管振替機構(以下「保管振替機構」と いう。) において受益者登録請求の取次ぎが行 われる場合は、当該受益者を確定するための 期日の3日前(休業日を除く。)の日

<u>(</u>6) (略)

4 · 5 (略)

6 発行日決済取引は、株券(投資信託受益証券 を含む。以下同じ。) の発行者が新たに発行する 株券のうち、株主割当により発行されるものに ついては第24条第1項の規定により権利落とし て定める期日から、一般募集により発行される ものについては当該新株券の募集に係る申込期 間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該 新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める 日まで行うものとし、当該売買最終日から起算 して4日目の日に決済を行うものとする。ただ し、株主割当により発行される新株券に係る売 買開始日について、本所が必要と認める場合に は、第24条第1項の規定により権利落として 定める期日後の日とすることができる。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証│第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証

(売買の種類)

第9条 (略)

2 (略)

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4日目(休業日を除外する。以下日数計算につ いて同じ。)の日に決済を行うものとする。た だし、次の各号に掲げる日の売買については、 当該売買契約締結の日から起算して5日目の日 に決済を行うものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(新設)

(5) (略)

4 · 5 (略)

6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発 行する株券のうち、株主割当により発行される ものについては第24条第1項の規定により権利 落として定める期日から、一般募集により発行 されるものについては当該新株券の募集に係る 申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞ れ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が 定める日まで行うものとし、当該売買最終日か ら起算して4日目の日に決済を行うものとす る。ただし、株主割当により発行される新株券 に係る売買開始日について、本所が必要と認め る場合には、第24条第1項の規定により権利 落として定める期日後の日とすることができ る。

(売買単位)

券の区分に従い、当該各号に定めるところによ る。

- (1) (略)
- (2) 投資信託受益証券は、1口とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所が定める口数とする。
- $(3) \sim (5)$ (略)

付 則

この改正規定は、平成19年12月10日から施行する。ただし、第9条第6項の改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

券の区分に従い、当該各号に定めるところによ る。

- (1) (略)
- (2) 投資信託受益証券は、1口とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所がその都度定める口数とする。
- $(3) \sim (5)$ (略)

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(決済物件の制限)	(決済物件の制限)
第7条 (略)	第7条 (略)
(削る)	2 前項の規定は、受益証券について準用する。
(商号変更の場合の決済物件)	(商号変更の場合の決済物件)
第11条 (略)	第11条 (略)
(削る)	2 前項の規定は、投資信託の名称変更が行われ
	た場合の受益証券について準用する。
付 則	
1 この改正規定は、平成20年1月4日から施	
行する。	
2 この改正規定施行の際、現に本所に上場され	
ている投資信託受益証券については、平成20	
年1月4日を決済日とする売買から改正後の規	
定を適用する。	

...

(普通取引における顧客の受渡時限)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 日に成立した普通取引については、顧客は、当該 売買成立の日から起算して5日目の日の午前9 時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に 交付するものとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 株券 (投資信託受益証券を除く。) について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日
- (5) 投資信託受益証券について、株式会社 証券保管振替機構(以下「保管振替機構」と いう。)において受益者登録請求の取次ぎが行 われる場合、当該受益者を確定するための期 日の3日前(休業日を除く。)の日

(6) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

- 第13条 正会員に売付けの委託<u>(投資信託受益</u> <u>証券及び債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売付の委託を除く。)</u>をした顧客が、 その決済のために引き渡す有価証券は、次の各 号に定めるところによるものとし、新株予約権 証券及び転換社債型新株予約権付社債券につい ては、無記名式のものでなければならない。た だし、株券の当日決済取引による売付けの委託 において、受託正会員が同意した場合において は、他の券種の有価証券によることができる。
 - (1) 株券の売付けについては、売買単位の 券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表

(普通取引における顧客の受渡時限)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 日に成立した普通取引については、顧客は、当該 売買成立の日から起算して5日目の日の午前9 時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に 交付するものとする。

旧

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 株券について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日

(新設)

(5) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

- 第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、 その決済のために引き渡す有価証券は、次の各 号に定めるところによるものとし、投資信託受 益証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予 約権付社債券については、無記名式のものでな ければならない。ただし、株券 (投資信託受益 証券を除く。以下この条において同じ。) の当日 決済取引による売付けの委託において、受託正 会員が同意した場合においては、他の券種の有 価証券によることができる。
 - (1) 株券の売付けについては、売買単位の 券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表

示をする株式数の合計が売買単位となるよう 組み合わせたもの

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委 託 (投資信託受益証券の売付けの委託を除く。) において、受託正会員が同意した場合には、顧 客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、株式の併合、分割又は端数等 無償割当て(会社法の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律(平成17年法律第87号)第 88条第2項に規定する端数等無償割当てをい う。以下同じ。)に伴い株式数が読み替えられる 株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当て の効力発生の日以後、決済のために引き渡すこ とができない。

(商号変更の場合の決済物件)

第17条 上場会社が商号変更(名称変更を含む。 以下同じ。)を行う場合の商号変更日以後の株券 の売買の決済については、商号変更日から当該 上場会社の最初に到来する事業年度の末日まで の期間に限り、商号変更前の株券を決済物件と して取り扱うことができる。

(保管振替機構の規則の適用)

第18条 株券<u>(投資信託受益証券を除く。以下</u> <u>次条においておなじ。)</u>又は転換社債型新株予約 権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に 示をする株式数<u>(受益証券の口数を含む。以下同じ。)</u>の合計が売買単位となるよう組み合わせたもの

- (2) (略)
- (3) 投資信託受益証券の売付けについては、 売買単位の券種の投資信託受益証券

(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、 顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、株式<u>(受益権を含む。以下同じ。)</u>の併合、分割又は端数等無償割当て(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。)に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

(商号変更の場合の決済物件)

第17条 上場会社が商号変更(名称変更を含む。 以下同じ。)を行う場合の商号変更日以後の株券 の売買の決済 (投資信託の名称変更が行われた 場合の受益証券の売買の決済を含む。)について は、商号変更日から当該上場会社の最初に到来 する事業年度 (当該投資信託の最初に到来する 計算期間を含む。)の末日までの期間に限り、商 号変更前の株券を決済物件として取り扱うこと ができる。

(株式会社証券保管振替機構の規則の適用)

第18条 株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権

基づく口座の振替により株券又は転換社債型新 株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託 に関する契約については、この準則に定めるも ののほか、保管振替機構が定める株券等に関す る業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結 される契約によるものとする。

- 2 債券(転換社債型新株予約権付社債券を除 く。)の売買の受託に関する契約については、こ の準則に定めるもののほか、保管振替機構が定 める社債等に関する業務規程に基づき正会員と 顧客と間で締結される契約によるものとする。
- 3 投資信託受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるものの他、保管振替機構が定める上場投資信託受益権に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 (略)

2 正会員は、顧客から債券(転換社債型新株予 約権付社債券を除く。)又は投資信託受益証券の 売買の委託を受けたときは、当該顧客のために 社債等の振替に関する法律(平成 13年法律 第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は 買付けに係る債券又は受益証券の受渡しを、そ の口座の振替により行うものとする。ただし、 保管振替機構における口座の振替により有価証 券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。ただし、第8条第2項第5号の規定は、平成19年12月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成20

付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する 契約については、この準則に定めるもののほか、 株式会社証券保管振替機構が定める株券等に関 する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締 結される契約によるものとする。

2 債券(転換社債型新株予約権付社債券を除 く。)の売買の受託に関する契約については、こ の準則に定めるもののほか、株式会社証券保管 振替機構が定める社債等に関する業務規程に基 づき正会員と顧客と間で締結される契約による ものとする。

(新設)

(口座振替による受渡し)

第19条 (略)

2 正会員は、顧客から債券(転換社債型新株予 約権付社債券を除く。)の売買の委託を受けたと きは、当該顧客のために社債等の振替に関する 法律(平成 13年法律第75号)に基づく口 座を設定し、売付け又は買付けに係る債券の受 渡しを、その口座の振替により行うものとする。 ただし、保管振替機構における口座の振替によ り有価証券の受渡しを行う場合は、この限りで ない。 年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新

(上場審査基準)

第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

(1) • (2) (略)

(削る)

(3) 当該銘柄が指定保管振替機関(本所が 指定する振替機関(社債等の振替に関する法 律(平成13年法律第75号)第2条第2項 に規定する振替機関という。)をいう。以下同 じ。)の振替業における取扱いの対象であるこ と又は上場の時までに取扱いの対象となる見 込みがあること。

(投資信託委託会社が行う適時開示等)

- 第6条 投資信託委託会社は、内閣総理大臣等が 法又は投資信託法(投資信託及び投資法人に関 する法律(昭和26年法律第198号。以下「投 資信託法」という。)に基づき投資信託委託会社 に対して行う認可、承認又は処分の通知を受け た場合その他の投資信託の運用に重大な影響を 与える事実が発生した場合には、直ちにその事 実を開示するとともに、本所に通知するものと する。
- 2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項 を行うことについての決定をした場合(当該決 定に係る事項を行わないことを決定した場合を 含む。)には、直ちにその事実を開示するととも に、本所が別に定めるところに従い、本所に通 知するものとする。

旧

(上場審査基準)

第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

(1) • (2) (略)

- (3) 受益証券が、本所が定めるところに従っ て作成されているものであること。
- (4) 当該銘柄が指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

(投資信託委託会社が行う適時開示等)

- 第6条 投資信託委託会社は、内閣総理大臣等が 投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して 行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合そ の他の投資信託の運用に重大な影響を与える事 実が発生した場合には、直ちにその事実を開示 するとともに、本所に通知するものとする。
- 2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項 を行うことについての決定をした場合(当該決 定に係る事項を行わないことを決定した場合を 含む。)には、直ちにその事実を開示するととも に、本所が別に定めるところに従い、本所に通 知するものとする。

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

- (3) 法に基づき投資信託委託会社が内閣総 理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申 請又は届出
- (4) 当該銘柄を指定振替機関の振替業にお ける取扱いの対象としないこととしたこと。

(5) (略)

3 投資信託委託会社は、投資信託法第13条第 1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信 託の受益者に対して同条に基づく書面の交付 を要する場合に限る。) には、直ちにその事実 を開示するとともに、本所に通知するものと する。

 $4 \sim 6$ (略)

7 第1項及び第5項の規定は、上場受益証券に 関する情報の適時開示について投資信託委託会 社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めた ものであり、投資信託委託会社は、同各項の規 定を理由としてより適時、適切な情報の開示を 怠ってはならない。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知)

定する追加信託又は交換が行われた場合には、 その旨を本所に通知するものとする。

(削る)

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれ│第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれ

- _(1) 業務の方法の変更
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 投資信託法に基づき投資信託委託会社 が投資信託に関し内閣総理大臣等に対して行 う承認の申請
- (5) 当該銘柄についての指定保管振替機関 に対する保振法第6条の2に規定する同意の 撤回

(6) (略)

3 投資信託委託会社は、投資信託及び投資法人 に関する法律(昭和26年法律第198号。以 下「投資信託法」という。) 第13条第1項各号 に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者 に対して同条に基づく書面の交付を要する場合 に限る。)には、直ちにその事実を開示するとと もに、本所に通知するものとする。

 $4 \sim 6$ (略)

(新設)

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

- 第9条 投資信託委託会社は、投資信託約款に規 | 第9条 投資信託委託会社は、追加信託又は租税 特別措置法第37条の15第3項に規定する交 換が行われた場合には、その旨を本所に通知す るものとする。
 - 2 投資信託委託会社は、追加信託が行われた場 合には、本所における売買の決済に支障をきた さないよう遅滞なく受益証券を発行するものと する。

(上場廃止基準)

かに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

- (1) (2) (略)
- (3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (4) (5) (略)
- 2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 当該銘柄が<u>指定振替機関の振替業にお</u> ける取扱いの対象とならないこととなった場 合
 - (5) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

かに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

- (1) (2) (略)
- (3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書 又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (4) (5) (略)
- 2 受益証券について、次の各号のいずれかに該 当する場合には、その上場を廃止する。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 当該銘柄<u>の発行者</u>が<u>当該銘柄について</u> 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2 に規定する同意を撤回した場合
 - (5) (略)

(売買システムによる売買以外の売買)

- 第2条 規程第7条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。
 - (1) 株券の当日決済取引<u>並びに</u>転換社債型 新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取 引及び発行日決済取引に係る売買
 - (2) (略)
- 2 (略)

(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本 所が必要と認める日)

第3条 規程第9条第3項第4号に規定する本所 が必要と認める日は、当該株券の発行者が事業 年度を1年とする法人である場合(会社法第4 54条第5項に規定する中間配当に係る基準日 を定めたときを除く。)において、各営業年度 の開始の日から起算して6か月を経過した日の 3日前(休業日を除外する。以下日数計算にお いて同じ。)の日(6か月を経過した日が休業 日に当たるときは、当該日の4日前の日)とす る。

(発行日決済取引の期間)

第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新投資信託受益証券の発行日決済取引 受益者割当に係る効力発生日の翌日

(売買単位)

第16条 (略)

旧

(売買システムによる売買以外の売買)

- 第2条 規程第7条ただし書に規定する本所が定 める売買は、次の各号に定める売買とする。
 - (1) 株券の当日決済取引<u>及び</u>転換社債型新 株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引 及び発行日決済取引に係る売買
 - (2) (略)
- 2 (略)

(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本 所が必要と認める日)

第3条 規程第9条第3項第4号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券 (投資信託受益証券を除く。)の発行者が事業年度を1年とする法人である場合(会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日(6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日)とする。

(発行日決済取引の期間)

第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(株券の売買単位)

第16条 (略)

2 規程第15条第2号ただし書に規定する本所 が特に指定した銘柄は、日経300株価指数連 動型上場投資信託の受益証券とし、本所が定め る口数は1,000口とする。

(新設)

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、平成19年12月10日から施行する。

旧

(引渡有価証券)

第2条 規程第8条に規定する売買の決済のため に引き渡す有価証券は、次の各号に定めるとこ ろによる。

(1) • (2) (略)

(削る)

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、株券の売買の決済 において、指定清算参加者が同意した場合には、 非清算参加者は、他の券種の株券を引き渡すこ とができる。

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第5条 (略)

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株 券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを 行った場合における当該繰延べに係る有価証券 の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べ た日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰 延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡しお場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行わ

(引渡有価証券)

第2条 規程第8条に規定する売買の決済のため に引き渡す有価証券は、次の各号に定めるとこ ろによる。

(1) • (2) (略)

(3) 受益証券は、売買単位の券種であって、かつ、無記名式のものとする。

(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、株券<u>及び受益証券</u> の売買の決済において、指定清算参加者が同意 した場合には、非清算参加者は、他の券種の株 券又は受益証券を引き渡すことができる。

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第5条 (略)

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株 券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを 行った場合における当該繰延べに係る有価証券 の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べ た日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡しあり延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(新設)

<u>れる場合の当該受益者を確定するための期日</u> <u>(6)</u> (略)

(5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年1月4日から施 行する。ただし、第5条第2項第5号及び第6 号の規定は、平成19年12月10日から施行 する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている投資信託受益証券については、平成20年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新

(上場審査基準に関する事項)

第4条 (略)

(削る)

2 受益証券特例<u>第4条第3号</u>に規定する指定保 管振替機関として本所が指定するものは、株 式会社証券保管振替機構とする。

(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)

第6条 (略)

- 2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託 委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。
 - (1) 投資信託委託会社が、内閣総理大臣等から法第52条第1項又は第54条の規定により金融商品取引業の登録を取り消されたこと又は投資信託に関し、投資信託法第23条第2項の規定による通知、同条第4項の規定による承認若しくは投資信託委託会社に対する処分の通知を受けたこと。

3 (略)

4 受益証券特例第6条第2項<u>第5号</u>に規定する 事項には、次の各号に掲げる事項を含むものと する。 (上場審査基準に関する事項)

第4条 (略)

- 2 受益証券特例第4条第3号の規定により作成 する受益証券は、1,000口券一種とし、か つ、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2. (8)(株券の様式)によるものとする。
- 3 受益証券特例第4条第4号に規定する指定保 管振替機関として本所が指定するものは、株式 会社証券保管振替機構とする。

(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)

第6条 (略)

- 2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。
 - (1) 投資信託委託業者が、内閣総理大臣等から投資信託法第6条の認可の取消しの通知若しくは業務の方法の変更の認可又は投資信託に関し、同法第45条第2項の規定による通知、同条第4項の規定による承認若しくは投資信託委託業者に対する処分の通知を受けたこと。

3 (略)

4 受益証券特例第6条第2項<u>第6号</u>に規定する 事項には、次の各号に掲げる事項を含むものと する。 (1) • (2) (略)

(削る)

(削る)

(3) 投資信託約款に規定する追加信託又は 交換若しくは指定金融商品取引業者の受益証 券の買取りについて、投資信託委託会社がや むを得ない事情が生じたとして臨時に停止す る場合の当該事情及び当該停止期間

(4)(略)

 $5 \sim 8$ (略)

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は 第2項各号(第3号の場合を除く)のいずれか に該当することとなった投資信託委託会社又は 受益証券は、原則として、第11条に規定する 本所が必要であると認めたものとして取り扱 う。

2 (略)

(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)

- 第13条 受益証券特例第16条の規定により、 受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本 所が定める事項は、次の各号に定める事項とす る
 - (1) (略)
 - (2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割 当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次に定めるところによ

- (1) (2) (略)
- (3) 商号、資本の額又は本店所在地の変更
- (4) 投資信託に係る収益分配金の支払開始 <u>日</u>
- (5) 追加信託若しくは租税特別措置法第3 7条の15第3項に規定する交換(以下「交換」という。)又は投資信託約款に基づく指定 金融商品取引業者の受益証券の買取りについて、投資信託委託会社がやむを得ない事情が 生じたとして臨時に停止する場合の当該事情 及び当該停止期間

(6) (略)

 $5 \sim 8$ (略)

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は 第2項各号(第3号の場合を除く)のいずれか に該当することとなった投資信託委託会社又は 受益証券は、原則として、第11条に規定する 本所が必要であると認めたものとして取り扱 う。ただし、受益証券特例第10条第2項第5 号のうち、投資信託委託会社が受益証券の不正 発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。

(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)

- 第13条 受益証券特例第16条の規定により、 受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本 所が定める事項は、次の各号に定める事項とす る
 - (1) (略)

2 (略)

(2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割 当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次に定めるところによ

る。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する 場合には、受益証券を監理ポストに割り当 てる。

$(a) \sim (c)$ (略)

(d) 受益証券特例第10条第2項第4 号に該当するおそれがあると本所が認め る場合

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

る。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する 場合には、受益証券を監理ポストに割り当 てる。

(a) ~ (c) (略)

(d) 受益証券特例第10条第2項第4 号<u>(受益証券の不正発行の場合を除く。)</u> に該当するおそれがあると本所が認める 場合

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合及び第4号のうち受益証券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

(3) (略)